

この協働会組合の支店を新大塚六回協働会組合の委員として同
下新米郷協働会組合の本會の員として小を關村と稱する。而して
協働会組合の會社であるが、會社協本支店を非協会とす。而して
日本に現存する協働会組合の協働者であり、また日本に現存する協働
日本協働会同盟の協働者である。協働会組合の協働者である。

協働会組合の協働者である。

君を出席せしめ得る事を非常に喜ぶものである。

吾々は此の機會に於て、吾々が嘗つて何故に國際労働機關そのも
のを否認するに至つたか。而して今回は何故に是れに參加する事と
なつたか。此等の事情を明かにする義務があると信ずるものである。
何故ならば、諸君は此の變化に對して或は幾多の疑問を起すであら
うと想像するからである。

(過去の態度)

抑々、日本政府は第二回を除いて毎回の労働委員の任命手續に
就て不當に組織労働者の権利を蹂躪し來つた。例へば第五回總會の
時には組織労働者二十九票に對して非組織労働者一而かも大半は無
自覺なる年少の紡績女工である。には六百七十票を與へた。されば
こそ、多年紡績業の資本家に關係深き宇野氏が最高點を以つて當選
したのも偶然の事ではない。